

第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画 を策定しました

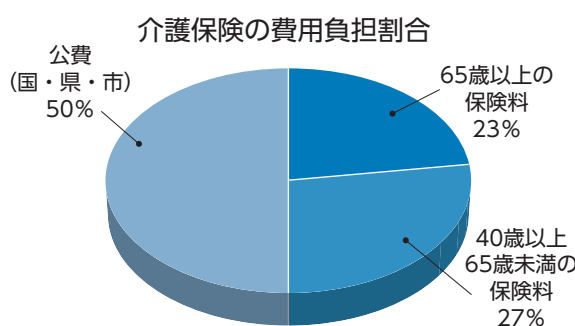
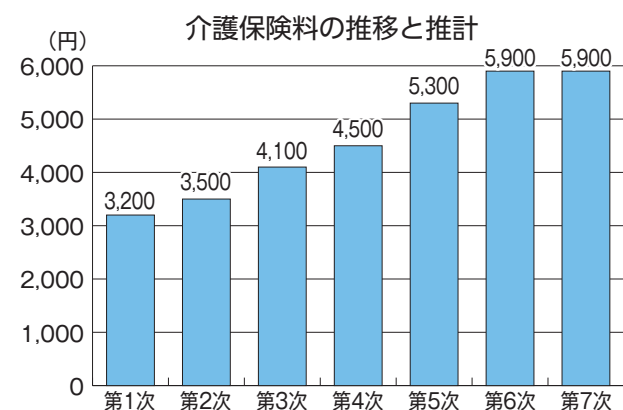
勝山市では2018年度からの3年間における、介護保険事業を含む高齢者全般の福祉施策の考え方や、地域包括ケアシステムの強化をはじめとする各事業内容を示す計画として、「第7次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

☎健康長寿課（すこやか内） ☎87-0888

2018年度～2020年度

介護保険料は 基準月額5,900円 に据え置き

☎健康長寿課（すこやか内） ☎87-0888



今年度から3年間の65歳以上の方の介護保険料（第1号保険料）は、表1のとおりになりました。

勝山市は高齢化率が高く施設整備率も高いですが、近年、給付費の伸びが鈍化しています。また、この3年間は新たな介護サービスを整備しないこととしました。

そのため、今回の改定で介護保険料は据え置くことになりました。

市民の皆さまにご負担いただくこととなりますが、安定した介護サービス提供のため、ご理解をお願いします。

納期ごとの保険料額や納入方法については、7月中旬に通知します。

4月、6月、8月に支給される年金からの特別徴収（年金天引き）対象者には、4月中旬に介護保険料仮徴収額決定通知書を送付します

介護保険給付費の負担内訳
給付費全体の50%を介護保険料、残りの50%を公費（国・県・市）で負担しています。

2号保険料については、加入している医療保険の保険料と併せて納めていただいています。詳しくは、医療保険者にお問い合わせください。

表1 改定後の段階別介護保険料

保険料段階	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者、要保護者、課税年金収入額と合計所得金額の80万円以下の方	2,650円（基準額×0.45）	3万1,800円
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	4,125円（基準額×0.70）	4万9,500円
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	4,425円（基準額×0.75）	5万3,100円
第4段階	課税年金収入額と合計所得金額の80万円以下の方	5,308円（基準額×0.90）	6万3,700円
第5段階	課税年金収入額と合計所得金額の80万円超の方	5,900円（基準額）	7万800円
第6段階	合計所得金額が120万円未満の方	7,075円（基準額×1.20）	8万4,900円
第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,667円（基準額×1.30）	9万2,000円
第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,850円（基準額×1.50）	10万6,200円
第9段階	合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1万25円（基準額×1.70）	12万300円
第10段階	合計所得金額が500万円以上の方	1万325円（基準額×1.75）	12万3,900円

計画の基本理念 『安心して暮らせる長寿社会の実現』

基本目標	主な取り組み
高齢者の生きがいと健康づくりの推進	健康の駅「湯ったり勝山」での介護予防事業や市民が主体となったサロンの実施、認知症対策の強化（認知症初期集中支援チームの設置）
高齢者介護体制の充実	地域ケア個別会議を通じた自立に向けたケアマネジメント、サービスの提供、多職種連携会議等による、地域への在宅医療・介護の普及啓発
高齢者総合相談・支援の充実	多職種と連携した困難事例への対応、高齢者虐待防止ネットワーク会議、研修会の実施、成年後見制度の普及啓発・活用促進

ここがポイント！健康度に合わせて目標・取組内容を設定

健康度	健康なとき	体が弱ってきたとき	介護が必要になったとき
健康目標	健康づくりに取り組み、生活をいきいきと暮らす	介護予防に取り組み、自分らしく暮らす	適切なサービスを利用し、安心して暮らす
取組内容	健康づくり	介護予防	地域包括ケア*、在宅ケアの推進
自身の取組	<ul style="list-style-type: none"> しっかり運動 適正な体重維持 地域活動にかかわる 	<ul style="list-style-type: none"> しっかり歩く、動く よく噛み、しっかり食事 地域活動に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> しっかりリハビリ 口腔ケア、栄養管理 できるだけ外へ出る
市などの取組	健康づくりのために 各種健康診断、健康教室 民間の運動教室 など	体が弱ってきたら 介護予防教室、民間の運動教室 など	介護が必要になったら 窓口へ相談、在宅サービス、施設サービス
	生きがいづくり・人との交流のために 近所の交流、老人クラブ、地区の集まり（サロンなど）、ボランティア活動 など		医療が必要になったら 通院、入院、往診、訪問看護 など
	生活の支援が必要になったら 社会福祉協議会やシルバー人材センター、民間が行うサービス など		
	福祉サービス 心配ごと相談、保養施設・公衆浴場の利用助成 給食サービス、緊急通報システム、救急医療情報キットなど	福祉サービス 介護用品（紙おむつ）支給事業	

*高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステム